



広がるSNSの可能性

今回からこのコラムを土岐市男女共同参画懇話会委員も執筆させていただきますことになりました。私たちが生活の中で気付いた男女共同参画に関わる事柄を、各々の視点から取り上げていきます。委員一同、心を込めて執筆しますので、どうぞよろしく願います。

さて、皆さんはSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を利用していますか？SNSとは、インターネットを利用した交流サービスの総称です。Twitter（ツイッター）、Facebook（フェイスブック）、LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）などがこれにあたります。

SNSは老若男女問わずに利用されていますが、2016年には10代で67・3%、20代で76・6%の利用率（総務省「平成28年通信利用動向調査」より）と、特に若い世代で利用者が多くなっています。少し前までは、SNSの普及による直接的なコミュニケーション機会の低下が危惧されていました。しかし、若者の利用の仕方を見てみると、むしろその逆のように思えます。つまり、より他人と関わる人ほど積極的にSNSも利用している傾向が見られます。現

在では、彼らにとってSNSはなくてはならないコミュニケーション手段の一つのようです。

このように若者を中心に広がるSNSですが、コミュニケーション促進のための手段として考えれば、その利用可能性はまだまだ広がります。

男女共同参画の推進にも周りの人とのコミュニケーションは欠かせません。働き方改革や役割分担の見直しといった大きな変革も大切ですが、まずは身近な人とコミュニケーションを取り、お互いの気持ちや考えを理解し合うことが大切です。時間がない、照れくさい、遠方に住んでおり連絡が取りづらいといった人は、SNSのようなサービスを利用するのも一案かもしれません。さまざまな手段を利用しながらお互いの気持ちや考えを伝え理解し合える、そんな環境を実現することが男女共同参画社会の第一歩だと思っています。



土岐市男女共同参画懇話会 会長 松井真一さん

〈他人事じゃない!? 怖~いトラブル〉

消費生活のお話

まちづくり推進課(内線185)

賃貸住宅の退去時のトラブルは、入居時に防ぐべき！

新年度が近づき、賃貸住宅の入退居者が増える季節です。

消費生活相談窓口には、「賃貸住宅を退去するときに、壁紙の張り替えや畳のタバコの焦げ跡などの修繕費用でトラブルとなった」といった相談が多く寄せられます。

賃貸住宅の修繕にかかる費用負担についての考え方は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に示されています。退去時に納得できない場合は、このガイドランを参考に交渉してみましょう。

借り主が負担をしなければならぬのは、故意に傷を付けた場合、誤って汚した場合などです。退去時に自分が付けた傷や汚れでないことを主張するためには、入居時に大家さん立ち会いのもと、部屋を確認しておくとういでしょう。そして、傷などを見つけたら、写真を撮るなどして証拠を残しましょう。

注意

契約書にガイドラインの内容と異なる「特約」がある場合があります。ガイドラインとの違いについて、必ず説明を受けましょう。



消費生活相談窓口

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時（予約優先）
 場所 まちづくり推進課（文化プラザ隣）
 ※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。